

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-26

なし

(発行年 / Year)

1910

内甲第一七号

本年七月下旬、雨降、水多、田作不
 動、農貸借ノ支是ニ實ニ慣例ノ件
 部市ノ重税ニお致ノ由、考し及、
 本年於ては、昔時より、水多ノ入、
 及、田作ノ不、或、部令ノ行、
 及、様、本、申、元、次、サ、ト、存、在、
 及、也

内務省に在りて、之、
及、也

内務省に在りて、
及、也

二七

吉野郡香美郡長岡郡土佐郡

吾川郡高岡郡

一不動産ノ貸借ニ供之ヨリ貸主ニ及キツルハノ慣例アリ

一貸主ハ家屋貸借ノ場合ニ限リテ

一及キノ預リ主ハ利子ヲ払ハス

一及キツルハハ義務ノ履行ノ確保ニカニ

ナリ

一貸主ハ及キ非其利子ヲ以テ借債ノ不掛

其他植木ノ補償ニ充テコトフ事ナリ

一貸借満期ニ至リ借主ハ其義務ヲ了スルハ

貸主ハ及キノ返シセザルナリ

ハト

内務省

借多部

一不動産ノ貸借ニ供主ヨリ貸主ニ及キツル

ルハ慣例ナシ

ハト

三市

一不動産上ノ貸借ニ及金ヲ入ルハ当事者

間ニ相互協約ヨリ成立シ僅クハ一部ノ

履行ハルツコトモ元来慣習アリテ然レバ

及コト市ニ於テハ是レモナト認メ

二及主ハ当事者間成ル一部ノ履行ハは軍

ニ及主ハ貸借上ノ履行耕作地運賃地等

ニ此例アリ見サセ

三及主ノ預リ主ハ即チ貸主ヲ及借主

計し其利子ヲ拂フノ慣例並之即已ナク
一カ部ハナク行ハル事蹟ニ照スニ猶無
之カ如シ

凡 為キテ入ルノ目的ハ慣例ト為キテ入ル
ナリナキカ故ニ詳カナク凡モ或レ一部ニ行
ハルニ庫物貸借之相互約束ニ基キ行
ハレテ事蹟ニ徴セバ其貸借科ノ擔保
トシテ差入マシムル如シ

五 一ニ三ノ項共ニ慣例ナキト認ムル以上
ハ別ニ証明セストモ或レ一部ニ於テ行ハル
アルヲ見ルニ家倉ニ於テハ借家別延滞
金ニ對シ其借証ニ是レノ目的ニシテ其他
利子償却ノ事項ハ行ハラズルカ如シ

内務省

六 或レ一部ニ行ハルヲ見ルニ家倉借料延
滞ノ担保トモシモ如ク故ニ契約満了ニ
至リ延滞アレハ差引計美ヲ支ノ例如シ
以上